

結婚祝金

請求対象者


- 加入期間が1年以上の加入者が結婚したとき

請求期限

- 支給事由である事実が発生した日（入籍日）から2年以内

請求方法

- 結婚祝金請求書にご記入の上、会社の事業主を經由してご請求ください

結婚祝金請求書は  <https://okiken-kikin.com/wp-content/themes/kikin/img/pdf/hukushi/230823kekkon.pdf>
もしくは当基金ホームページの「福祉事業」よりダウンロードしてください。

添付書類

- 婚姻届出事項の記載がある戸籍抄本（原本）

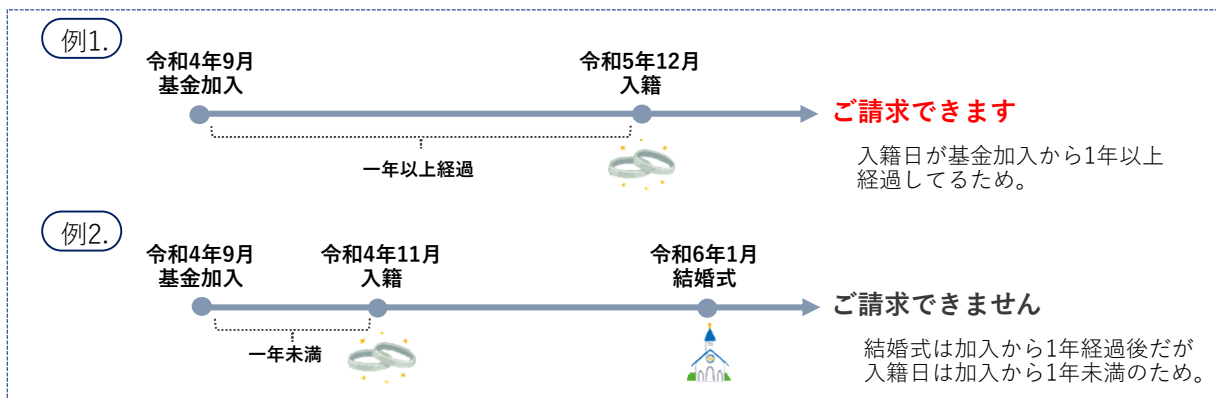
支給額

- 20,000円

支給日

- 毎月請求書が届き次第直近の15日もしくは月末（※金融機関が休日な場合は前営業日に繰り上げ）

【支給例】



よくあるご質問

Q 戸籍抄本の有効期限はありますか？

A 原則、発行日より3ヵ月以内の原本をご提出ください。

Q 戸籍抄本はコピーでもいいですか？

A いいえ。原本をご提出ください。

Q 戸籍謄本でもいいですか？

A 戸籍謄本でも婚姻日が確認できるため受付可能とはなりますが、内容が当基金での必要以上の情報となるため、できるため抄本のご提出をお願いいたします。

Q 戸籍抄本の代わりに「婚姻受理通知書」でもいいですか？

A 当該書類では婚姻日の確認ができないため、受付できません。

Q 結婚祝金の振込先は本人以外でも可能ですか？（事業所や配偶者など）

A いいえ。お振込みはご本人様の口座のみとなります。

Q 事実婚でも請求できますか？

A 事実婚が確認できる住民票等と、会社が証明をしていれば請求可能です。